京都市西京区桂坂くすのき中・北地区建築協定において、建築協定区域隣接地として定めた土地の所有者から、建築基準法（以下「法」といいます。）第７５条の２第２項の規定に基づく当該建築協定に加入する旨の意思表示がありましたので、同条第４項において準用する法第７３条第２項の規定に基づき次のとおり公告します。

また、当該隣接地を建築協定区域に変更した図書を、法第７５条の２第４項において準用する法第７３条第３項の規定に基づき、京都市都市計画局建築指導部建築指導課において一般の縦覧に供します。

令和８年１１月１１日

京都市長　松井　孝治

１　建築協定の名称

京都市西京区桂坂くすのき中・北地区建築協定

２　新たに建築協定区域となった土地の地名地番

京都市西京区御陵大枝山町４丁目２８－１

３　意思の表示があった日

令和８年９月２日

４　縦覧期間

京都市の休日を定める条例第１条に定める本市の休日を除く日の午前８時４５分から午後５時３０分まで(ただし、正午から午後１時までは除く。)

（都市計画局建築指導部建築指導課）